

平成29年4月7日

保護者の皆様へ

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明
瑞穂市立穂積中学校長 福地 淳宏

悪天候時における対応について

陽春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、悪天候時における学校の対応について、下記のとおり対応いたしますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 通常授業の場合

- (1) 登校する以前に「特別警報」や「大雨警報及び洪水警報」、または「暴風警報」が発表されている場合
 - ア 午前7時までに発令中の上記警報が解除された場合は、平常どおりとします。
 - イ 午前7時より後で午前11時までに解除された場合は、解除1時間後より授業を開始します。(午前11時解除を含む)
 - ウ 午前11時より後に解除された場合は、休業とします。
- (2) 登校後に「特別警報」が発表された場合
学校で待機させることを原則とし、諸状況を判断して、保護者への児童生徒引き渡しを行います。
- (3) 登校後に「大雨警報及び洪水警報」、または「暴風警報」が発表された場合
 - ア 児童生徒を安全に帰宅させようと認めた場合、授業を中止して、速やかに下校させます。
 - イ 児童生徒の安全な帰宅が困難であると認められた場合、学校で待機させ、保護者への児童生徒引き渡しを行います。

2 午前授業または土曜授業の場合

通常授業と違う点は、以下の点のみです。

上記(1)イ・ウの「11時」を「8時」と読み替えてください。

3 留意点

- ・ 「特別警報」とは、これまでにない危険が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合に、ただちに身を守る行動をとる必要があります。
- ・ 「大雨警報」や「洪水警報」が単独で発表されている場合は上記の対応に含みません。また、「大雪警報」発表時は、原則として通常どおり授業を行います。
- ・ 「大雨警報及び洪水警報」や「暴風警報」が発表されていなくても、気象情報や河川の状況等を考慮して休校、早退及び自宅待機の決定を行うことがあります。
- ・ 「雷」や「突風（竜巻）」、道路や橋等の破損、自家の被害が著しい場合は、保護者の判断で安全が確保されるまで自宅待機させることや、登校させなくてもよいこととします。
- ・ 下校に際しては、給食を食わずに下校することもあります。
- ・ 下校時間、下校方法については、各学校の緊急メールで連絡します。